

# 『葛巻昌興日記』所引能楽記事稿（天和四年・貞享元年分）

青柳有利子・入口 敦志・江口 文恵  
木村 涼・田草川みずき・深澤 希望  
竹本 幹夫

本稿は、金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫ご所蔵の、延宝〓元禄期にわたる、前田綱紀（初名綱利・天和三年末に改名。本稿では綱紀で統一表記）の小姓であった葛巻昌興の私的な役務日記の中から、天和二・三年度分を対象として、能楽記事を中心とする文芸等に関わる記事を抜き出し、解説したものである。二一世紀COE事業・グローバルCOE事業を通じ、継続してきた加賀藩研究会の年次成果の一部として、昨年（2022年）に投稿した。本『葛巻昌興日記』については、『演劇映像研究2008』『演劇映像研究2010』の二号にわたり、第一巻の延宝五年分より順次解説を進め、今回天和四年（貞享元年）分を紹介する。掲載許可を賜った金沢市立図書館近世史料館に深甚の謝意を表する。

## 【凡例】

一、本文の掲出にあたっては、極力原文の姿を生かすことに努めたが、読みやすさの便を考え、句読点・濁点を施し、漢字は原則的に新字体に改めた。

一、助詞の小書や欠字礼の空格などは原文のままとした。後者については、原文に欠字礼が取られていない部分も散見する。それらはそのままにしたため、本文表記上やや不統一が生じた部分がある。

一、本文中、割り注の部分はその通りとし、昌興本人の補入と思われる脚注的な小字注記は「**〔**」で括り、示した。  
一、各記事の掲出に当たっては、**【**」で掲出記事の年月を小見出しとして掲げ、その次に本文、さらに解説の順で記述した。

一、本稿執筆にあたっては、入口・竹本の指導の下で右五名と竹本が翻刻・解説を担当し、さらに入口・竹本がこれを校閲して内容の統一を図った。

## 【天和四年正月二日】

二日 己巳。天快晴。（中略）今夜御謡初也。戌刻御出座于大

書院御熨斗御刀予役之。但 御左方<sup>ニ</sup>置之。御勝手襖障子之内<sup>ニ</sup>伺公。于時小書院之方より奥村老岐守參出。依 仰入<sup>ニ</sup>之間御圍之内。即、御吸物<sup>三方</sup>出之。老岐義如例御相伴、<sup>足打</sup>御土器并御取肴等<sup>各三方</sup>段々出之。御酌、井上三大夫、御加、平田清左衛門也。而一献被聞召、御土器御三方<sup>ニ</sup>被閣時、御酌御銚子ヲ下<sup>ニ</sup>置、御三方を取て、御座之間より<sup>二</sup>テ間斗相隔、捧持有之時、老岐座を去、<sup>（ウツ）</sup>徹脇指參出。御酌、御土器を取て授之、拜戴之。及一献時、御肴被下之。 御前江進寄、頂戴之、又一献加之、退出。横山筑後守、其土器を取て參出。御三方<sup>ニ</sup>載之、御酌御前江持參。則、被 召上御土器を御酌へ被渡下、御酌給之而、載御銚子。如前捧有之時、筑後守參出拜戴之。御肴被下、一献加て、退出。又御酌、御前<sup>ニ</sup>進、如前御土器被渡下之。捧有之時、不破彦三・深美右京亮・野村与三兵衛尉・近藤新左衛門尉・平岡五左衛門尉・藤田平兵衛尉・永井伝七郎・有賀甚六郎、老宛參出、御盃頂戴。其式如前。畢而御酌御前へ參進、御土器<sup>ニ</sup>有之御酒、御銚子へこれをしたむ時、從御勝手、二銚子出捧有之。御酌、其前へ進、御流を各継入、退出。先之御加、同退出。二銚子、左右方<sup>ニ</sup>分ル時、数土器再取肴<sup>足打</sup>双江出之。御右方老岐守、御左方筑後守。參進而伺公時、藤田八郎兵衛尉・不破平左衛門尉・脇田七兵衛尉・山崎治部右衛門尉・小泉勘十郎・稲垣三郎兵衛尉・戸田与一郎・和田小右衛門尉・吉田左門・青木新兵衛尉・小寺平左衛門尉・宮井太郎右衛門尉・里見治左衛門尉・西尾忠三郎・加須屋伝兵衛尉・原三郎左衛門尉・神保長右衛門尉・原九左衛門尉・三吉助左衛門尉、同時<sup>ニ</sup>双方へ參

拜して御流頂戴之。老岐守・筑後守、取肴授之。右之輩相濟、二銚子御左之方御縁通<sup>江</sup>退。捧有之時、從御勝手、御銚子出、御三方之御土器一献被召上之。御土器御酌へ被渡下之給之而、載御銚子。捧有之時、奥村兵部參出拜戴之。御肴被下之、一献有て退出。次多賀新左衛門尉、次生駒伝吉參出。其儀同上。畢而御酌退出、御縁<sup>ニ</sup>扣有之。二銚子、又如前左右<sup>ニ</sup>相分、捧有之。数土器取肴等出之。老岐・筑後進寄時、津田半大夫・土方勘解由・伴源兵衛・五十川剛伯・田中一閑・木下寅亮、參出。御流頂戴之。了御銚子以下段々引入之時、老岐<sup>江</sup>有御会积而、御起座云々。今夜御倍膳御酌、表御小將役之面々、着長袴、勤之。数土器等ハ御大小將、着半上下、役之云々。又右之輩之内、加来<sup>（ウツ）</sup>圈面々者、 御前江不罷出以前、小書院<sup>ニ</sup>着座、御吸物被下之云々。其餘ハ御勝手等<sup>ニ</sup>祇候。御小將頭ハ御倍膳之輩、指引之云々。又御着座之間、諸橋市十郎・春藤六郎次郎等、五六輩伺公、小謡等謡之也。（下略）

江戸藩邸での謡初の記事。この年は、盃の次第については詳述されてるが、小謡については簡略で、諸橋市十郎と春藤六郎次郎の名のみが判明し、曲目は不明である。【天和二年正月二日】【天和三年正月二日】（『演劇研究』第37号）に、比較的詳しい謡初の記事がある。

### 【天和四年正月三日】

三日 庚午。天快晴無風。（中略）今夜、柳宮之御謡初也。依之、如恒例、高砂御盃台（付押桃花）被献之、於殿中被用。今

夜事、昨日者 宝珠院様（家綱公御母公也）御忌日ニよて、從御先代如此云々。

江戸城の謡初が例年通り行われたことの記事。そもそものは二日が式日であった江戸城謡初が、家綱の母の忌日に当たったことで、三日に変更となったことにも言及している（承応三年より三日に変わる）。『徳川実紀』（改訂増補国史大系、第五編）には「貞享元年（二月廿一日改元）甲子正月元三の慶会恒例のごとし。謡曲初またおなじ。（日記）」とある。

### 【天和四年正月十六日】

十六日 天晴無風。十三日、御盃之台被献之時、土師清大夫正庸御目六調進。其書様、御盃之台ト書テ、普通物之數相調之通、下ニ高砂と有之処、如此ハ有之間敷歟、御盃台之脇ニ可注付者歟、此證如何之旨、委被尋仰旨有之。正庸報申云、公方様御右筆久保故吉右衛門正之、曾我又左衛門尚秋より伝受如此。或、御盃之台一合ナド、調も有之候得共、不可之由被申聞之。此調様伝受も重事ニ仕由也。且、盃台何比より有之哉之旨、被尋仰之処、京都将軍家之時分ハ其沙汰無之歟、當時不存寄。権現様御時代より事起歟之旨申之。然ハ右書式如何、尚秋ノ簡歟云々。然、今日盃台之事、蔭冷軒日録ニ相見之由、即被染御親筆。如此之条、旧古之目録之書式、可有之条、可令吟味之旨云々。正庸、畏之旨及御請也。彼日録之趣。文正元年二月五日。无御出云々。前三日御院参申楽観世勤能。蓋十三番也。公方様被献御一献也。折三十合御盃之台被献之云々。凡如此之趣也。是ハ暗

ニ覚悟之趣、注之也。次而アラバ、彼日録可見。現重之證也。秘藏之事也。予幸依申次之書付也。

盃台とその数を目録に記載する書式について、十三日に綱紀より下問があったことを示す記事。本日記正月十三日条に記載なし。土師清大夫正庸が、右筆であった故久保吉右衛門正之の説を報告。御盃台と書いた脇に注する形で数を記載するのは、久保が曾我又左衛門尚秋より伝授された方法であるという。また、盃台はいつ頃からあるものかについても下問があり、室町時代にはなく江戸時代になつてからのものであるとの返答に対して、綱紀は『蔭涼軒日録』文正元年二月五日条、観世の演能の際に、盃台に関する記録があることを指摘する。筆者はそれを暗記してここに記したもの。

なお、『蔭涼軒日録』には次のようにある。「五日 無御出」以「伊勢肥前守」奉報「来晨雲頂院御成之事」也。前三日御院参。申楽観能観世能。蓋十三番也。公方様被献御一献也。折三十合并御盃之台被献也。（下略）（巻二、史籍刊行会、一九五四年）

### 【貞享元年二月二十二日】

廿二日 天晴夕陰風烈。夜前より時々屋上動カ、リ何之響と云事不分明。今日内記様御招請也。御書院御床ニ雪窓ノ三幅対、中蘭、左右ハ鯉也。立花ニ瓶。御棚ニ御香炉、御料紙御硯等也。未刻以前御出。直ニ大書院御着座也。御書院先御廊下迄少御出向被遊也。先熨斗鮑出、追付引之。次御饗膳（筥）。御相伴、前田右近大夫殿・同伊賀守殿・同藏人殿・村上三右衛門殿・横山内記殿・竹田法印也。御勝手、本多弥兵衛殿・横山左門殿、

且又、内田清可・吉村宗利・後藤理兵衛等伺公。御手目御引菜被遊也。御土器出、有御一献。御腰物（備前元重）被遣之。伊賀守殿御持参也。御盃之内御囃三番有之。

喜多十大夫

高砂

大 今春 三助 太 今 春 彦九郎  
小 幸 清次郎 笛 一 曾六郎左衛門

同

はせを

葛野九郎次郎 一 曾八郎右衛門  
大藏長右衛門

諸橋市十郎

祝言

加藤 市之丞 藤 井 太左衛門  
加藤 惣大夫 一 曾六郎左衛門

御囃之内、奥村老岐・横山筑後・奥村兵部・多賀新左衛門江内記録御土器被下之。其儀順々畢而為御納御出座、御納畢而御銚子入ル。未中刻内記録御帰也。御供中ニも御料理被下。今日大御門口、山崎組之足輕を以警固。中御門、板橋口御門も御持弓、御先筒之頭令守之。尤嚴重云々。今日御熨斗目被召之也。頭分平侍迄も熨斗目着用也。

今日二御丸御能有之云々。依之役者共指合、春藤六郎次郎・今春三郎右衛門ハ蒙御扶持者共ニ候へ共、御能ニ付罷出ニ付不致伺公也。喜多十大夫ハ七大夫が子也。今日初而參上。七大夫ハ中川佐渡殿へ先約之由也。十大夫御座敷へ不罷出前、於御料理御目見江、和田小右衛門召連罷出被懸御辞也。今夕為御礼内記様御出、被仰置御帰云々。

前田利直（一六七二—一七一〇）の招請能。利直は元禄五年に加賀藩の支藩である大聖寺藩第三代藩主となる人物で、前田綱紀とは親戚関係にある。宴席で囃子三番が催され、〈高砂〉〈芭蕉〉を四座役者の喜多十大夫梅能・一曾六郎左衛門・一曾八郎右衛門・幸清次郎・大藏長右衛門・葛野九郎次郎・金春三助・金春彦九郎、祝言を御家役者の諸橋市十郎（喜多流）・加藤惣大夫・加藤市之丞が勤めた。脇方の春藤六郎次郎と大鼓方の金春三郎右衛門は江戸城二ノ丸能に出勤のため参上かなわず、喜多七大夫宗能も先約を優先している。客が支藩の嗣子であるため比較的地味な番組ではあるが、元禄二年に二十二歳で早世した四世喜多十大夫の数少ない出演記録としては貴重と言えよう。四世が江戸城での能に初めて出演したのは同月十一日である（表章『喜多流の成立と展開』）。

#### 【貞享元年五月三十日】

三十日 天陰 午后刻御出座。老中参出云々。退去之後、物頭小寺平左衛門・岡田隼人御目見。是ハ頃日江戸帰着云々。富田治部左衛門申次。（御扶持人）を墨滅改行 御手猿楽追付可罷下之旨京都江可申触旨被 仰出之云々。

京都在住の加賀藩お抱え役者を、国元へ呼び寄せる綱紀の指示に関する記事。「御手猿楽」の語は、直前に墨滅で「御扶持人」とあることから、素人能を指す手猿楽ではなく、加賀藩お抱えの御手役者を意味するものと思われる。この五月三十日の指示に応じて、本稿七月三十日の条には、竹田平四郎らの役者達が金沢に参着した記事が見える。『葛巻昌興日記』所引能楽記事稿（天和二年・三年

分)『演劇研究』第三十七号、二〇一四年三月)の天和二年十月十五日条にも、「竹田平四郎以下此日京都より罷越役者之者共御礼申上」と、京都在住の役者が金沢に到着し、御目見えのため登城した記録があり、必要に応じて度々召されたらしい。

貞享四年(二六八七)刊『能之訓蒙図彙』巻四の「京都芸者名付」では、加賀藩のお抱え役者として、以下の十七名の役者の名が挙げられている。

金春平四郎(大夫)／平井伝右衛門(シテツレ)／春藤勘右衛門(脇)／同方右衛門(脇)／宮川七郎兵衛(脇)／杖長左衛門(笛)／山本甚右衛門(笛)／糟谷次郎兵衛(小鼓)／石井仁兵衛(大鼓)／石井孫兵衛(大鼓)／小寺金七(太鼓)／同長五郎(太鼓)／伊東八十郎(地謡)／大蔵金右衛門(狂言)／中村吉兵衛(狂言)／藤田太右衛門(物着せ)／平井才兵衛(物着せ)

また、「前田綱紀時代の加賀藩資料に見える能楽」(『演劇研究ゼンター紀要Ⅹ』二〇〇七年一月)紹介の資料「四月付竹田権兵衛書付・御役者之覚・日付不明御役者并御徒御無用之者御細工者書付」(元禄六年か)の解説と別表によっても、京都在住の加賀藩お抱え役者の状況が一览できる。

### 【貞享元年六月二十七日】

廿七日 天晴。(奥御納戸) 諸宮方二年次書写ト書付有之十二律有之。昨日如此之品々入 御覧之次而、件之十二律も在其内。御一見之上、是者先年中院殿より板津檢校を以御所持之十二律、故内府之時分より御聞及候。当時堂上方ニも断継之図被写置度

旨被懇望、則被遣之。若其写ニて候哉、表御納戸ニ件之十二律有之哉、可相尋旨被 仰出、則御土蔵ニ有之ニ付、奉行人持参、今朝上之。其銘云、

恩徳院住持 詮雲

名年次

応永十九年八月日敦秋作

如此也。抑此十二律ハ今於天下音律ヲ可糺ニラヒテハ是を以ハナシガタキノ由、先年中院殿江被遣時分、被備 新院之観覧之处、希有之物之旨、勅説有之、写ヲ被留 官庫云々。故小松黄門利常卿、尤御奇翫云々。御哥書之内、定家卿筆土佐日記、御表紙等損申所有之付、修復可被仰付之条、京都之経師七左衛門可召寄之旨被 仰出之、津田玄蕃・奥村兵部江申渡之。

表御納戸方で管理する名物類の点検作業を開始した旨がこの月二十三日条に見える。十二律のこと、定家筆『土佐日記』もその過程で発見されたものである。後者は現在、国宝として前田育徳会尊経閣文庫に伝来する。なお七月条も参照のこと。

### 【貞享元年七月一日】

一日 朝間天晴、昼已後陰晴不究。(中略) 今日依 仰表御納戸方より定家卿小倉山庄障子之色紙形之和歌 八重律 忍ぶれど 御懸物二幅上之云々。名品不及異論者歟。

前田家で所持していた小倉色紙の掛軸を藩主綱紀が一見した。小倉色紙は、宇都宮頼綱が京都嵯峨小倉に建てた山荘の障子に貼るために藤原定家がしたためた百人一首の色紙で、古来名物として知ら

れる。百枚のうち「八重葎茂れる宿のさびしきに人こそ見えぬ秋は来にけり 惠慶法師」「しのぶれど色に出でにけりわが恋はものや思ふと人の問ふまで 平兼盛」の二枚が前田家のもとにあったことがわかる記事。

【貞享元年七月二日】

二日 朝間小雨降、昼以後属晴。(中略) 飛騨守様御所持之御屏風<sup>図</sup>之内 御一覽被成度之旨、野村与三兵衛方より佐分儀兵衛方迄以飛札相達、則到来、今日被遂 御披見。画工狩野伯円召寄、此内武者八騎写可差上旨可申渡候由被 仰出、則申渡之。図は那須与市宗隆扇を射る所、今片ハ熊谷真実ト敦盛也。伯円申云、此御屏風之本ハ古法眼<sup>二</sup>元信<sup>一</sup> 図之。公方様御物トシテ殊 大猷院様御自愛之由云々。今此図ハ古法眼時代之写之由、尤堪能之者之図タルノ由申之。

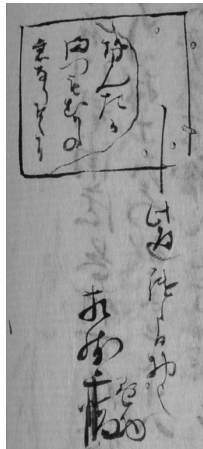
飛騨守こと支藩大聖寺藩二代藩主前田利明(一六三八—九二)が所持する屏風を取り寄せた記録。図柄は尾島合戦を描いたもので、金沢藩に仕えた狩野伯円(一六四二—一七二六)に書写を命じている。この屏風は戦国期の写しだが、狩野元信(一四七六—一五五九)が描いた原本は徳川家光も珍重したという。元信は戦国期に幕府御用絵師として数多くの作画を行い、近世の狩野派画人から古法眼と呼ばれて尊敬された(『国史大辞典』)。

【貞享元年七月三日】

三日 天晴。已刻少時小雨洒。(中略) 本多安房所持小倉山庄

之色紙之懸物(たれをかも) 御覽可被遊旨昨日被 仰出付、今朝安房為持登城。且以御次而唐筆之懸物二幅同持參。此内若相叶御意御留被遊候ハ、忝可奉存旨、玄蕃・兵部江演述之由、兵部予ヲ以上之、即 御一見被遊、御満足被思召候。各見事ニ被思召候へ共、墨絵之唐筆ハ御所持之事候条、先此度ハ被返下旨可申聞旨被 仰出也。彼色紙上五七ノ外も摩滅ノ字有之。色紙の恰好ハ普通之通也。

相持懸物、一幅ハ東坡竹、一幅ハ可翁の芦ニ雁也。此通継たる物也 せんたか□/まつもむかしの□/もならなくに



一日条にもあった小倉色紙に関連する記事。代々家老を務めた本多家(五万石)でも「誰をかも知る人にせむ高砂の松も昔の友ならなくに 藤原興風」の一枚を所持しており、綱紀がそれを一覽した。日記欄外には略図があり、摩滅して読めなくなった色紙の右半分には紙が継がれていたことがわかる。色紙と同時に持参した墨絵は北宋の文人蘇軾(一〇三六—一一〇一)と南北朝期の画僧可翁仁賀のもので、本多家には多くの名品が伝来していたことを思わせる。

【貞享元年七月三十日】

三十日 陰雨。此日從江府吉村宗利罷越云々。明日 御目見可被被 仰付之旨也。竹田平四郎以下役者之者參着仕旨、今日町奉行里見七左衛門元茂・岡田十右衛門言上之。

能役者の竹田平四郎（権兵衛広富）等が金沢に參着したことがわかる記事。加賀藩の御家役者は京都住の者が多く、来月の演能に向けて呼び寄せたもの。

【貞享元年八月一日】

朔日 天陰、午后刻甚雨又属晴又夜雨凡此日陰晴不究。今朝

御出座小書院白御帷子、本多安房・前田佐渡以下御目見之輩如

例。畢而御馬廻二組、津田字右衛門、近藤新左衛門 御目見有之云々。且又、竹

田平四郎其外役者数輩、忝人宛罷出奉拝云々。其後 御着座御

居間書院。先頃江戸 江御使ニ被遣御馬廻長屋五郎右衛門・青木

権右衛門・馬淵加右衛門高倫 御目見。畢而吉村宗利被 召出

之。暫伺公 御前、江府之儀等有 御尋云々。退出以後、於矢

天井之間被下御料理。相伴里見七左衛門元茂云々。御料理被下

内、奥村兵部を以 御懇之 御意有之云々。其上、黄金等被下

之云々、從御当地大聖持江罷越、飛驒守様御館江參上、其より

上京、初冬之比、江戸 江可相帰之旨云々、今日、宗利日野弘資

卿手跡之南都八景和歌色紙〔扇形〕献上之。

今朝小書院にて、綱紀に、家老の本多政長、大年寄の前田孝貞、馬廻りの津田字右衛門、近藤新左衛門が拝謁した。また、京都住の抱役者、竹田平四郎（権兵衛広富）とその他役者数人が拝謁した。

その後、江戸へ使いに出ていた長屋五郎右衛門・青木権右衛門・馬淵加右衛門高倫が拝謁し、その後吉村宗利が召し出された。宗利は綱紀の下問に江戸の報告をした。退出後、矢天井の間で料理を下され、里見七左衛門が陪膳の役を勤めた。この時、奥村兵部を通して労りの言葉をかけられ、その上、黄金等も下賜された。宗利は金沢より、大聖寺藩へ趣き、二代藩主前田年明（前出）の屋敷へ立ち寄り、これより上京し、初冬の頃に江戸へ戻ると伝えた。この日、宗利は日野弘資卿の自筆の南都八景和歌が詠まれた扇面の色紙を献上した。

【貞享元年八月五日】

五日 天陰。明日八時比、御囃子可被 仰付旨云々。此儀和田

小右衛門 江申渡之。依可相触役者也。且又 御恭姫様御見物ニ

付、御菓子等用意之事、永井伝七郎 江申渡之。御座敷廻困之事

は即奉之也。但、絵図ニ被加 御筆也。（御簾等懸申所也。）

（後略）

八月六日八時（午後二時）頃開催の舞囃子についての記事。綱紀は、囃子興行の旨を和田小右衛門へ申し渡した。また、能好きの綱紀養女恭姫が見物するので、菓子などの用意の事を永井伝七郎に申し付けた。恭姫見物の座敷の場所については絵図が用意されたが、御簾を懸ける場所についても自ら筆を執って加筆した。

【貞享元年八月六日】

六日。天陰、夜 雨降。於御居間御囃子有之。但、御内々儀

也。仍表向之衆同公無之。御恭様御見物之所二ヶ所被垂御簾云々。横山筑後・津田玄蕃・奥村兵部・多賀新左衛門并野村与三兵衛・藤田平兵衛・小泉勘十郎・稻垣三郎兵衛等御勝手之方御障子際二同公。尤、役者之者罷出口之脇二町奉行彦人・御横目老人同公。且、御簾之方縮定番御番頭兩人宛替々同公云々。

竹田平四郎  
老松  
大 加藤勘左衛門 太藤本太左衛門  
小 同 惣大夫 笛 長九郎

浪吉左平次  
野々宮  
大 石井孫兵衛 笛 杉長左衛門  
小 糟屋次郎兵衛

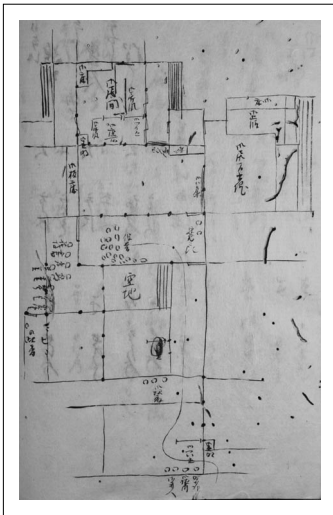
竹田  
三輪  
大 加藤市之丞 太 金 七  
小 同 惣大夫 笛 長九郎

同  
錦木  
大 加藤勘左衛門 笛 杉長左衛門  
小 糟屋二郎兵衛

波吉  
養老  
大 石井孫兵衛 太 長五郎  
小 庄左衛門 笛 長九郎

右末后刻被 仰付之。此内、三輪・養老は依仰舞之。此五番相濟、又五番被 仰付也。

左平次  
誓願寺  
大 孫兵衛 太 金 七  
小 二郎兵衛 笛 長左衛門  
与三左衛門  
鱧包丁



平四郎  
江口  
大 勘左衛門  
小 惣大夫 笛 長九郎

左平次  
熊野  
大 市之丞  
小 二郎兵衛 笛 長左衛門

平四郎  
盛久  
大 市之丞  
小 惣大夫 笛 長九郎

平四郎  
猩猩  
大 勘左衛門 太 太左衛門  
小 庄左衛門 笛 長左衛門  
右薄暮之比相濟也。猩猩平四郎、八舞也。



(箇中文字右上より)

御床／御上段／御居間書院／御通明

御床／御簾／御簾／定番頭／御次番／御つい立／町奉行／御横目

／御用人

御屏風／御居間／御ツイ立／御座所／御屏風／役者／空地

御床／御屏風／御通明／御板床

○筑後○玄番○兵部○新左衛門／○与三兵衛○平兵衛○勘十郎

○三郎兵衛○永原弥兵衛／御次番

御居間にて内々の舞囃子。恭姫見物所の二箇所に御簾が懸けられ、横山筑後・津田玄蕃・奥村兵部・多賀新左衛門・野村与三兵衛・藤田平兵衛・小泉勘十郎・稲垣三郎兵衛・永原弥兵衛等が障子際に控えた。役者が登場する出口には町奉行、横目等が四名控え、御簾へは、定番・番頭が兩人ずつ替わって勤めた。当初の予定では、へ老松〈野々宮〉〈錦木〉の三番組であったが、君命で〈三輪〉〈養老〉が加わり、更に〈誓願寺〉から〈猩々〉の五番組に狂言や小舞までが舞われ、薄暮の頃に終了した。

シテの竹田平四郎はへ老松・三輪・錦木・江口・盛久・猩々〉の六番組、左平次は波吉左平次で金沢在任の抱え役者、〈野々宮・養老・誓願寺・熊野〉の四番組を勤めている。狂言の与三左衛門は、本狂言一番の他、〈鶴飼〉〈海士〉も狂言小舞として舞ったのであろう。笛方は、長左衛門が杉長左衛門(森田流・京都)、長九郎については未詳。小鼓方は、惣太夫は加藤惣太夫(金沢)、糟屋次郎兵衛は(幸流・京都)、庄左衛門は未詳。大鼓方は、市之丞、勘左衛門はともに紙細工人加藤理右衛門の子息で、大鼓役者葛野九郎兵衛の弟子、

孫兵衛は石井孫兵衛(石井流。京都)。大鼓は、藤本太左衛門(観世流・金沢)、金七が小寺金七(観世流・京都)。なお九月十九日条の解説を参照。

なお、八月六日の最後の部分に、舞囃子が行われた居間の絵図があるので、その部分は、『葛巻昌興日記』の原本をそのまま掲載し文字のみを翻刻した。

### 【貞享元年八月十九日】

十九日。陰雨。今日、粟ヶ崎可有御出之旨、昨晚雖被 仰出、依雨天御延引云々。

表御納戸奉行<sup>江</sup>御預被成所之金匱異書<sup>宸翰并凡本朝之名蹟等也、定家卿筆之上佐日記、金塊集等</sup>、<sup>数部也、希有之者也、</sup>文筵珍具<sup>年次之十一律等凡、家藏兵器利家公未森之</sup>、<sup>胃、鬻氏郷之鯨尾</sup>之御目錄今日被渡下之云々。月日之下被加 御

朱印、且継日被用別之御印章云々。又支配之儀ニ付可得其旨條々、被添御別紙。然是非 御直之御文段也。仍月日之下不注奉之者交名而宛所相調之例有之哉否、土師清太夫被尋仰之处、凡故案等ニ必其所奉之者載交名記宛所。奉之者交名無之者未致覚悟旨言上之云々。交名斗記之不加判形者有之否之旨重而仰下之处、或記名斗或加奉之字之故案、尤多見及之由言上之。於是彼御別紙月日之下可注(急度)交名之旨被 仰出也。其奥書之様

右之趣被 仰出者也、

貞享元年八月十六日 葛巻仲四郎

表御納戸奉行中

此草稿土師調進也。

綱紀が表納戸奉行に前田家の文武の家宝を預かる表納戸奉行に、自ら検印した目録と別紙心得書を下げ渡したことについての記事。

定家筆『土佐日記』『金槐和歌集』や年次十二律等の書画、末森の合戦（天正十二年（一五八四）九月）で前田利家着用の甲冑などの目録である。これらは、後に尊経閣文庫に収められる。綱紀は種々の書物の編集、叢書の編成の計画をもち、万治二年（一六五九）頃から典籍・文書を熱心に収集し始め、原物の購入とともに影写・謄写にも力を注いだ。

綱紀は表納戸方の検印・交名の書式を、勘定方土師清太夫に下問し、昌興を通じて納戸奉行中に通達せしめている。

#### 【貞享元年八月二十日】

廿日。天陰。（中略）今夜、被加 御灸治。其間 召竹田平四郎、於御次之間、謡被 仰付之。ツレワキ平井伝左衛門并地謡之者兩人同候。野々宮・江口・三井寺、并昌俊起請文・雨月悦文・木曾願書・をばすてのくせ・ありどをしのとつと・花がたみ等也。今夜当番、稲垣三郎兵衛并恒川安左衛門、永原治兵衛同公。其砌、克明同候、予参番之後相代而退出。

綱紀灸治の間、竹田平四郎を御次の間に召して謡を命じられた。ツレやワキは平井伝左衛門及び地謡二名であった。演目は、〈野々宮〉〈江口〉〈三井寺〉〈起請文〉〈雨月〉〈木曾願書〉〈娼捨〉〈蟻通〉〈花篋〉などの部分謡であった。稲垣三郎兵衛と恒川安左衛門、永原治兵衛は当番として祇候していたが、葛巻昌興は〈三井寺〉が終わるとその場から退出した。なお「雨月悦文」は同曲のノットのもの

ことであろう。曲名の右傍に「ノット」と書き墨滅する。

#### 【貞享元年八月二十四日】

廿四日。天晴。（中略）又古法眼之称号御尋也。即左之通注進之。元信 法眼 俗名四郎次郎 大炊助 越前守 法名永仙

今夜又、竹田平四郎被 召之。如先夜、於御次之間、謡被 仰付也。松風・能野也。能野又追而、金七被 召之。誓願寺・娼捨、太鼓被 仰付也。四五日中、与風御能被 仰付儀可有之、何可然哉、平四郎江可相尋旨被 仰出。則、申聞之処、十番余書付上之。其上にて白楽天・はん女・三輪、可然旨相極也。

本記事の前半は恭姫の婚礼献上物の品揃えのこと、清陽院七回忌のことに続き、最近綱紀が興味を持った狩野派の描くところの屋島合戦図の模写のことが見え、その関連で冒頭に引用した、古法眼狩野元信についての下問となったもの。八月二十日に続いて、今夜もまた綱紀は御次の間において竹田平四郎を召され、謡を楽しんだ。平四郎は〈松風〉〈熊野〉を披露した。その後、太鼓役者の小寺金七を召し出して〈誓願時〉〈娼捨〉を命じた。恐らく一調であろう。さらに綱紀は、四、五日中の内に、能を上演したいが何の演目が良いか平四郎に下問せしめたところ、平四郎は十番余りの演目を記した書付を提出した。その上で、最終的には〈白楽天〉〈斑女〉〈三輪〉に決まった。当該の演目は九月十九日に催されている。

#### 【貞享元年九月一日】

一日。天晴。巳刻 御入座于小書院。本多政長・前田孝貞已

下、如例兩人宛參出。双方ニ有之御鬘斗（御三方）頂戴也。是等畢而御馬廻二組 御目見。且本阿弥光伝父子・古筆了周（了祐子）御目見。（以下略）

鑑刀家の本阿弥光伝親子と古筆鑑定家の古筆了周が金沢へ赴き、綱紀に御目見した記事。本阿弥家は本阿弥光悦の父光二の代から前田家の御用を務めており、本阿弥光伝は光悦の曾孫にあたる。但し、光伝に実子の男子はおらず、ここでいう「父子」の「子」とは、跡を継いだ弟の光通か。下の弟の本阿弥光山は、寛文十一年の侍帳に百五十石で名前が見える。古筆了周は古筆家の始祖了佐の外孫で、従兄弟にあたる古筆了祐の養子となり、古筆家第四代当主となった。この年の四月に了祐が没しているので、この御目見は代替わりの挨拶を兼ねていたのだろう。本阿弥光伝・古筆了周ともに京都在住。

#### 【貞享元年九月四日】

四日。陰雨。昨宵從江戸飛脚到来。筑前守殿之儀廿八日未刻死去云々。但、風説之趣者、当座被死去之由、或於途中事絶之由也。是者昨日之沙汰之通也。

從四位上左近衛権少将兼筑前守紀朝臣正俊<sup>行年五十二</sup>。故堀田加賀守正盛之次男也。室、稲葉美濃守正則入道泰翁之女<sup>下総守等之母儀也</sup>。

稲葉石見守殿屋鋪請取、永井日向守殿<sup>江被</sup> 仰付、人数三四百斗を以困之云々。石見守殿者稲葉伊勢守殿之息也。泰翁之従父兄弟之由云々。就筑前守殿之事、被止所々御普請、且町中鳴物遠慮可然之旨、老中招町奉行演述之云々。即有賀・小泉・稲垣

より伝達之。

加賀藩とは直接関係ない記事だが、江戸の鳴り物停止の例として掲げておく。八月二十八日、江戸城で大老の堀田筑前守正俊が稲葉石見守正休に刺される事件が起きた。加賀藩には飛脚で前日の九月三日巳后刻に第一報が到着しており、その時点では堀田は深手を負ったとあったので、前田家は正俊の子息堀田下総守正仲に見舞の書状を送っている。当該記事冒頭「昨宵從江戸飛脚到来」は第二便で、堀田の死去を伝えるものであった。堀田正俊の妻は稲葉美濃守正則の娘で、堀田家と稲葉家は親戚でもあった。この事件により稲葉正休家は即刻改易となる。事件の原因については様々な説が掲げられたが、真相は不明のままである。小説や時代劇で取り上げられることも多い事件で、江戸城での刃傷沙汰は、後の浅野内匠頭と吉良上野介の一件とも通じるものがある。

大老であった堀田正俊の喪に服するため、江戸では普請や鳴り物を遠慮するようにという内意が老中から町奉行に伝えられ、それが金沢の前田家にも伝達されている。なお、『徳川実紀』八月二十九日条に「又正俊が事もて鳴物停止三日仰出さる」とある。

#### 【貞享元年九月七日】

七日。天晴。不破覚之丞義今晚発足云々。

從 御水尾院利常公御拝領之宇津保物語之儀、以 勅使御拝領候哉、其首尾相尋、可致言上旨、先頃津田玄蕃・奥村兵部<sup>江被</sup> 仰下ニ付、永原権大夫・品川藏人・武田藏人・別所三平等、微妙公御代之儀、存知可申者共式十人斗江相尋候得共、何も覚悟

不仕由、今日言上之処、若今村故民部方ニ日記等有之候ハヽ、其内ニ可置候哉、且大橋九郎兵衛祖父又兵衛、日記付申由、兼而及御聴之条、是等江相尋見可申候。又勅使知レ候ハヽ、小川坊城殿ニ候ハヽ、芝山八郎兵衛、白川殿等ニて候ハヽ品川藏人方より申遣様子可承候、兎角弥吟味可仕旨被仰出、件之兩人へ申渡也。

今夕江府より之飛脚到来、筑前守殿卒去付、公義御普請被止之、且町中鳴物等三日之内可致穩便旨被仰触云々。廿九日下総守殿江戸田山城守殿御香奠銀三百枚被遣之由、且又甲府様・御三人方、暨諸大名等、為御機嫌御登城、被謁御老中云々。且朔日、例月之通諸御礼有之、松平越中守殿御参勤之御目見も有之云々。

前半は前田家が所蔵する『うつほ物語』についての記事。綱紀の祖父で三代藩主前田利常が御水尾院から拝領した『宇津保物語』について、拝領した際の首尾を知りたいということで、当時を知る者二十人ほどに問い合わせたが、誰も覚えておらず、すでに故人となつた今枝民部（日記の「今村」は誤り。延宝六年に没した今枝民部直方の養父今枝民部近義）や大橋又兵衛（九郎兵衛祖父大橋長成）らの日記に書かれていないか尋ねるように、また、当時の勅使であつた小川坊城・白川らを知る芝山八郎兵衛・品川藏人の両名に、それぞれよく調べるようにと申し渡す。

当該『宇津保物語』は、慶安四年（一六五二）に拝領したもので、尊経閣文庫に現存する。二十巻を大炊御門経孝・中御門宣順ら公家衆総勢二十名が一巻ずつ書写したもので、本文に欠落があるものの、

現存諸本の中では同物語の原型をとどめる最善本と言われている。新編日本文学全集『うつほ物語』（中野幸一校注・訳。全三巻。一九九九―二〇〇二年、小学館発行）の底本にもなった。古典文庫『宇津保物語 一』（昭和三十九年）の笹淵友一「前田家本宇津保物語解説」によると、箱書に「宇津保物語／慶安四年七月／御水尾天皇／賜我／黄門利常卿也遂以為家珍焉／正四位下行左近權中將兼加賀守菅原阿尊綱紀再拜頓首誌之」とあり、綱紀自身が箱書をしたためたことがわかる。家臣に当時のことを確認・調査させたのは、箱書執筆と関連があるのかもしれない。

後半は前掲四日条の続きで、堀田正俊と稲葉正休の一件についての続報。江戸からの飛脚が夕刻に到来した。内容は、堀田筑前守正俊の死去により、江戸では三日間普請と鳴り物が停止されたこと、老中戸田山城守忠昌が香典として堀田下総守正伸に銀三百枚を送つたこと、九月一日には、毎月一日恒例の大名の登城、参勤礼等がいとも通り行われたこと等。

### 【貞享元年九月八日】

八日。天晴。夜ニ入風雨烈。午后刻御仏殿御参詣（御長袴）。〔玄蕃・兵部言上。大橋九郎兵衛江宇津保物語之事申聞候処、祖父又兵衛覚書二冊有之、其内吟味仕候へ共、無之由也。今枝民部方も吟味仕候へ共、先年上候留帳之外、記置候物無之云々。〕

七日条に続き、前田家が所蔵する『うつほ物語』について問い合わせた結果を伝える記事。前出の大橋九郎兵衛の祖父又兵衛の覚書や今枝民部のところでも調べさせたが、この件に関する記録は見つ

からなかったとの報告があった。

【貞享元年九月十七日】

十七日。天晴。午后刻 御宮御参詣。従大式台御出也。御帰之節者雁木坂より御居間御露路通被為入云々。

明後十九日御囃子可 被仰付旨昨日被 仰出也。御座舖仕つらひ等之儀者御用人、御恭様御見物付、御菓子等御膳部之儀者御近習頭中可奉行之旨被 仰出云々。

二日後の九月十九日に行う能の囃子の興行について、座敷の設えや御膳の用意等について、詳細を御用人や近習頭にそれぞれ命じた記事。詳しい番組については次の十九日条を参看。

【貞享元年九月十九日】

十九日。天陰。昼以後小雨降。今日御囃子被 仰付、御恭様御見物也。已下刻初。

平四郎	大 勘左衛門	太 長五郎
羽衣	小 庄左衛門	笛 長左衛門
市十郎	孫兵衛	長九郎
井筒	二郎兵衛	
市十郎	市丞	長左衛門
浮舟	惣大夫	

平四郎	孫兵衛	長九郎
松虫	庄左衛門	
左平次	勘左衛門	太左衛門
海士	二郎兵衛	長左衛門
右相濟、御中入有之。御能五番被 仰付。		
平四郎	勘左衛門	金七
白楽天	惣大夫	長九郎
春藤		
勘右衛門		
かくれ笠	次郎兵衛	太左衛門
弥三左衛門		長左衛門
坂本		
与平次		
市十郎	市丞	
三輪		
連歌盗人	金右衛門	
右相濟、暫被差止之、此間ニ御膳出ル。		
平四郎	孫兵衛	長九郎
班女	惣大夫	
能瀬		
友之進		
かうやくねり	金右衛門	
市十郎	市丞	金七
葵上	友之進	長左衛門
庄左衛門		

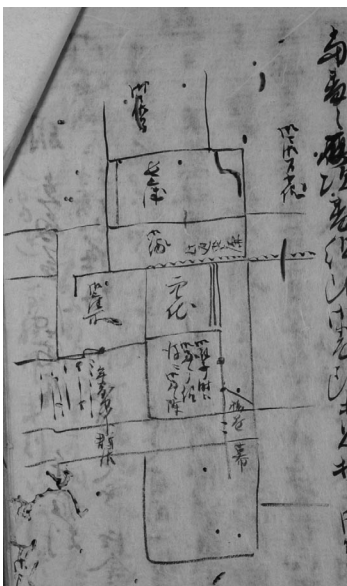
左平次 後ノ出はより

呉服 甚助

孫兵衛 市左衛門  
次郎兵衛 長九郎

本多安房・前田佐渡・奥村壱岐・同伊予、并横山筑後・前田与十郎・前田備前・津田玄蕃・奥村兵部・多賀新左衛門、且又当番之取次番・組頭・御番頭等、見物被 仰付也。

【図面あり】



御居間書院

御居間

長床

御縁

此通御簾

空地

御囃子ノ時ハ

御畳ノ俣、

後ニ御畳除。

橋懸 幕

御座所

年寄中以下群居。

金沢城の御居間書院で行われた能の記事。能見物が好きな恭姫

〔綱紀養女〕が見物する。家臣達も見物を命じられる。御囃子五番の後、中入を挿み、御能五番と狂言三番が催された。能・狂言各二番の後、小休止があり、御膳が出された。八月六日条と同じく、末尾には座敷の図面が描かれているが〔掲載写真参照〕、記述は八月六日条ほど詳細ではない。幕と橋掛かりの左上、舞台と思しき位置に「御囃子ノ時ハ御畳ノ俣、後ニ御畳除。」と書かれており、中入の際に畳を取り除き、能・狂言を行ったことがわかる。番組には八月二十四日条で決めた〈白楽天〉〈班女〉〈三輪〉が含まれている。

出演する役者は八月の演能記録と同様、京都と金沢の役者たちである。シテの平四郎は金春流別家竹田権兵衛家二世広富で京都の役者である。市十郎は諸橋市十郎、左平次は波吉左平次とともに金沢在住の役者である。ワキは番組に苗字を記してある分は、記述に従う。春藤勘右衛門は京都在住のお抱え役者。坂本与平次は金沢。唯一苗字が記されていない甚助は金沢の役者竹中甚助で、「前田綱紀時代の加賀藩資料に見える能楽」〔演劇研究センター紀要XI、二〇〇七年〕で紹介した「元禄六年役者之覚」に五人扶持とある。能瀬友之進については、加越能文庫「御能方 三」〔元禄三年六月、元禄四年分〕中の「覚」〔元禄三年〕に氏名が見える役者で、十一月十五日条の能番組に見える〔昔刈〕のワキ「友之進」も同一人物であろう。但し、本日記の延宝七年二月七日条の能番組〔金沢〕に「高安友之進」なるワキ役者の名前が見え〔演劇映像学2008〕第三集論文に翻刻）、以降本研究会ではワキ役者「友之進」はすべて高安であろうと比定してきた。これまで「友之進」の出演はいずれも金沢に限られており、竹田平四郎との共演が多い。以前の番組

では〈隅田川〉や〈羅生門〉のワキなど、力量が問われる重要な役も勤めており、練達の役者だったことが窺える。当時の番組は苗字を記載しないことが多いため、「能瀬」「高安」の判別は困難だが、既出の「友之進」の中に能瀬が含まれる可能性は十分にあり得よう。今後はより緻密な考証が必要となる。また、高安が能瀬に改姓した可能性もあろうか。なお、ワキ役者「友之進」は、『御能方』等元禄年間の金沢の演能記録にも名前が散見する。

笛方の長左衛門は杉長左衛門で森田流の京都役者で森田宗善の弟子。長九郎は現在のところ未詳だが、杉家の人間か。小鼓の次郎兵衛は幸清五郎の弟子糟谷次郎兵衛で京都在住。惣大夫は御細工方の加藤惣大夫である。庄左衛門は不明。大鼓の勘左衛門と市之丞は、小鼓の惣大夫とともに御細工方が能を兼芸する先駆けとなった加藤家の人物である。孫兵衛は石井孫兵衛で大鼓石井流の京都役者で、石井仁兵衛とともに加賀藩の扶持を受けていた。太鼓の金七と長五郎はともに小寺姓で京都在住の加賀藩お抱え役者である。太左衛門は金沢の役者藤本太左衛門である。藤本は江戸・金沢両方の演能記録に名前が見える。狂言方の金右衛門は大蔵金右衛門、弥三左衛門は西村弥三左衛門とともに京都の狂言方大蔵流。

### 【貞享元年九月二十五日】

廿五日。政長・孝貞・庸礼、壺口切之茶并御肴一種宛献上之。  
横山左衛門貞次、頃日者入湯在之付、以飛札今度御恭様御縁辺  
被 仰出 為御賀詞、御肴献上之云々。従江戸不破寛丞帰参。  
即於 御居間 御目見<sup>(虫思)</sup>□□。当地御文庫御書目〔唐書〕編立之

儀、以多賀新左衛門、今日五十川剛伯・小瀬順理・室順祥・中泉六右衛門<sup>江被</sup> 仰付之云々。

秋恒例の口切の茶の献上等に続き、金沢の御文庫が所蔵する唐書目録の編纂を五十川剛伯ら儒者四名に命じた記事。「唐書」は史書の『唐書』のこととも考えられるが、書目(目録)を作るといふ点から考えるに、漢籍全体を指すものと考えたい。「御文庫」が金沢金谷屋敷に在することが、同年六月二十七日条に書かれているので、当該記事の項を参看されたい。五十川剛伯は、加賀藩の儒員で、禄三百石。朱舜水に学んだ。小瀬順理は二代目小瀬甫庵の養子で、通称又四郎。木下順庵に学び、禄三百石。元禄五年没。室順祥は儒学者室鳩巢(新助。一六五八〜一七三四)で、寛文十二年より加賀藩に出仕する。後に幕府の儒官となった。中泉六右衛門は中泉恭祐で大和の生まれだが、木下順庵の推挙により、寛文六年十二月から儒員を務め、禄二百石。子孫も加賀藩に仕えた(以上『加能郷土辞彙』『石川県姓氏歴史人物大辞典』)。小瀬・室・中泉はともに順庵門下である。翌月の十月十一日条には、目録作成着手の記事が見える(『御文庫目録今日より起筆云々。(五)十川・小瀬・室等、奉仕之事也)。

### 【貞享元年十一月十日】

十日 雨降。今度御拝領之鶴、来十五日御披可被 仰付之旨、先達而所被 仰出也。其日、御能五番可被 仰付<sup>二</sup>付、今日番組相極也。

御拝領の鶴披露関連の記事。十月二十八・二十九日条に御鷹の鶴

下賜についての記事が見える。十五日に振舞われることはすでに決定しており、能五番の演能とその番組がこの日決まった。当日は翁付で六番の演能であった。

【貞享元年十一月十四日】

十四日 天陰。(中略) 明日、鶴之御披<sup>ニ</sup>付、例月出仕之面々江御料理被下之。其上、御能見物被 仰付<sup>ニ</sup>よて、今日為御礼各登城云々。

明日の御拝領の鶴披露の宴と能見物について、家中の面々が御礼のため登城したことの記事。なお本記事の前に小田原北条家系図に關する下問の事があるが省説した。

【貞享元年十一月十五日】

十五日 天顔快晴。風無。冬日稀(頃日雪も無之也)。卯下刻、大書院江御出御<sup>斗目</sup>。御先立、津田玄蕃(孟昭<sup>タケアキ</sup>)。御腰物、生駒右近役之。今日依 召登城之面々、竹之間<sup>マツノマ</sup>例座。御間之襖障子明之。一統 御目見畢而、襖障子たて申也。御能初御使奥村伊与也(長袴)。毎々如此也。

御能組

市十郎 千歳 藤九郎  
翁 三番三 金石衛門

同

難波 万右衛門

孫兵衛 長左衛門  
次郎兵衛 金七

すへ広 金石衛門

同

頼政 与平次

勘左衛門  
庄左衛門

五郎兵衛

笠の下 弥三右衛門

平四郎

源氏供養 勘右衛門

市之丞  
四郎兵衛

長九郎

御中入 午刻斗也

平四郎

芦 友之進

勘左衛門  
惣太夫

長左衛門

いもじ 弥三右衛門

平四郎

自然居士 万右衛門

孫兵衛  
次郎兵衛

長九郎

左平次

金札 甚助

次郎七  
庄八

五郎兵衛

源氏供養相濟、被為入御居間。追而、御居間書院御出座。于時本多安房・前田佐渡・奥村壹岐・同伊与・長九郎左衛門・横山左衛門、順々罷出、御つい立之内に例座。鶴之御汁(足高)出



之。安房以下へも出之〔八寸〕。御頂戴畢而、引之。有御会釈、御起座。右六人之輩<sup>江</sup>御料理出之。御酒之上為御使、奥村兵部罷出也。長・横山、去々年者、表二而被下之。今年者、被召加之也。前田備後、同可被召加旨被 仰出処、依病氣、不罷出也。右御振廻、御次より出之。則、野村与三兵衛・藤田平兵衛・永井伝七郎・有賀甚六郎・小泉勘十郎・稲垣三郎兵衛、奉行之。右六人畢而、横山筑後・津田玄蕃・前田備前・奥村兵部・前田与十郎・多賀新左衛門<sup>江</sup>於常之御用相達候間、御料理被下之。又、表向例座之面々、於大広間、御料理被下之。御酒之上為御使、年寄中參出之由。

今日頭並以上之輩、熨斗目着之。其外、常之小袖也。御能、七半前相濟也。

今日、於小書院、御恭様御見物也。依之、御菓子被進之也。御料理者、出不申也。御内々ノ儀也。前々より如此也。

今朝難波相濟、御簾被垂之、表御小將、役之。御中人以後、又捲之。芦苺相濟、又被垂之。

人持以下 御目見者今朝一度迄也。今朝御尋之処、前々より一度之旨、老中より言上也。

今日御頂戴之御汁御倍膳<sup>（七）</sup>、予勤之。六人之面々の給仕者表御小將也。表之通ハ大御小將也。

(下略)

御鷹の鶴披露の演能について記事。午前七時頃に綱紀が大書院に出座。側近は竹之間で、恭姫(綱紀養女)は小書院にての見物。翁

付て能六番、狂言三番が上演された。正午頃には中入となり、下賜の鶴の汁物をはじめとした御料理が振舞われた。午後五時前には終演。綱紀は午前午後ともに、初番のみ御簾を上げての見物で、それ以後は御簾内からの見物であった。

役者は、九月十九日条と同様で、京都と金沢の役者で構成されている。十九日に未出の役者は、ワキ方・春藤万右衛門(春藤流・京都)、笛方は京屋五郎次郎(森田流・金沢)、小鼓方は福井四郎兵衛(延宝八年十二月十五日条『演劇映像学』210)、天和二年十一月十三・十四日条『演劇研究』第37号)、庄八は不明。また、大鼓方の次郎七も不明。

### 【貞亨元年十一月二十七日】

天晴。今日御能被仰付。御恭様御見物也。大広間下段為御座所。卯中刻、御能初ル。今日者、去十五日御振廻方役儀有之人持并組頭等、其外諸奉行、諸役人、御小將組之輩、且又人持之子共、見物被仰付也。

江府より飛脚到来。去廿一日御領国 御判物、為御名代大蔵大輔様御登城、於 御前御頂戴之云々。為右之御礼、奥村老岐、可被差上旨、被 仰出之。則、御能御見物之内、先前田佐渡召之、右之段、被仰出、佐渡同道ニ而、老岐御前<sup>江</sup>罷出、御懇之御説を以被 仰付<sup>（八）</sup>云々<sup>（九）</sup>御簾<sup>（十）</sup>。

七半時過、御能相濟、御居間<sup>江</sup> 御恭様被為入、後段并御吸物出、御盃有之云々。其上、御伽羅被進之、表<sup>江</sup>者御居間通御出也。

日とはば同じであるので、同規模の催しであったと推察される。

御能組

市十郎

氷室

甚助

平四郎

巴

平四郎

采女

平四郎

三山

左平次

張良

市十郎

小袖曾我

平四郎

御好海士

市十郎

同 橋弁慶

左平次

祝言

今日、平四郎能出来候由。則此旨、可申聞旨、町奉行<sup>江</sup>可相含由、玄蕃・兵部迄被 仰出也。

恭姫の御慰能の記事。大広間下段を御座所にしつらえての演能。

十五日に役儀があった家中の面々も、見物が許された。

能九番の番組が記される。この日の番組は、《氷室》のワキ・竹

中甚助以外は、シテのみが記される簡略なものであり、おそらく役

者は十五日と大差のない面々であったか。また、演能の時間も十五